

【年末調整の書類提出について】

1) 提出書類

● 令和7年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

● 令和7年分給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

※基礎控除申告があるためこの申告書は必ず提出をお願い致します。・・・記入方法を必ず参照してください。

● 令和7年分給与所得者の保険料控除申告書

※申告保険料ない場合でも、書類から離さずに提出をお願いいたします。

● 令和8年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

※ 各申告書記入の仕方は下記フォルダー内の書き方をご確認下さい。

《みんなの共有》⇒《総務室》⇒《4. 年末調整申告書の記入の仕方》

【申告書記入上の注意】

1. 現住所と住民票の住所が異なる方は、住民票に記載されている住所でご記入下さい。
2. 本人および扶養者のマイナンバーは記載して下さい。
3. 令和6年分の記載内容に変更（例：氏名の変更、住所変更、扶養者の増減他など）があった方は、申告書の該当箇所は必ず訂正を行って下さい。
4. 保険料控除を受ける方は、申告書に記載のうえ、必ず生命保険・地震保険等の控除証明書を添付して下さい。
※各控除証明書に記載の内容、金額を漏れなく記載するようお願い致します。
代筆はできませんので未記入の場合は『申告なし』として扱われますのでご注意下さい。
5. 配偶者控除、配偶者特別控除は、控除の適用要件に従い申告して下さい。
6. 住宅取得等特別控除の申告がある方は税務署よりの控除証明書に金融機関の年末残高証明書を添付して提出して下さい。
※連帯債務者がある場合は、必ず所定の内容の記載をお願い致します。
※記入例のフォルダー内に概要がありますので、ご確認いただき該当する方は記入をお願い致します。
代筆はできませんので未記入の場合は『申告なし』として扱われますのでご注意下さい。

2) 今年1月以降の入職の方で前職がある方は、前職分の源泉徴収票を必ず添付して下さい。

※ご提出がない場合はご本人による確定申告が必要となります。

3) 給与以外に収入がある方

毎月の給与以外に収入がある方で、『国税（所得税）または地方税（住民税）の各申告要件』に該当される方で年末調整での精算の方は、支払先の源泉徴収票を添付してください。

また、上記の『各申告要件に該当』する方で年末調整時の精算をしない方は、ご本人による確定申告をお願いいたします。

4) 配偶者控除、配偶者特別控除を受ける方

・申告される方は【基礎控除・配偶者控除・調整控除等申告書控除申告】該当欄を漏れなく記入し提出をお願い致します。

※ 記入内容に不備がある場合は控除を受けられない場合もありますので十分注意をお願い致します。

また配偶者の収入額を記載していただきますが、収入を見込み額で記載した方で書類提出後に見込み額が変更になった場合（給与額が確定したなど）はお申し出下さい。

5) 個人で確定申告を行うという方は、お早めに総務にお申し出下さい。

但し、令和7分及び令和8年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書は必ず提出をお願い致します。

ご提出がない場合は所得税税額表の『乙欄』の税率が適用となります。

※書類提出後に、記載内容の変更または誤りなどがあった場合は、お早めに総務までお申し出いただけますようお願い致します。

※申告書記入に関し、ご不明な点等がありましたらご連絡下さい。

◎書類提出は令和7年11月24日（月）までにお願ひ致します。また、期限までに提出が難しいという方は総務までお早めにお申し出下さい。

【提出方法】 ***マイナンバー等の個人情報が含まれるため、下記により提出をお願い致します。***

・病院（通所含む）の職員の方

本部総務室に直接提出又は病院の総務行BOXに封筒に入れ密閉し提出して下さい。

・南山苑（通所含む）・南寿の里・訪問看護・介護五福の職員の方

南山総務スタッフへ直接提出又は総務スタッフの机に封筒に入れ密閉し提出して下さい。

・本部職員の方・・・本部総務室まで直接ご持参下さい。

・みさわ勤務職員の方・・・各管理者の方で取り纏めていただき、総務まで提出願ひます。